

## 【第 7 号議案】(審議事項)

### 定款改定に関する件

#### 現行

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 改定案

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項に係らず、会長が欠席の場合または会長が第 34 条第 1 項の議決に加われない理事に該当する場合は副会長がこれに当たる。

3 理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。